【資料２－３】

第7期飯能市障害福祉計画
（令和7年度実績報告・令和８年度実施計画）

飯能市障害福祉課

【参　考】

評価方法について

Ａ：実施計画を上回る実績となった。

Ｂ：実施計画どおりに行えた。

Ｃ：実施計画の一部を行った。

Ｄ：実施計画どおりに行えなかった。

例

評価	年間評価	Ａ：実施計画を上回る実績となった。
	Ｂ	Ｂ：実施計画どおりに行えた。
		Ｃ：実施計画の一部を行った。
		Ｄ：実施計画どおりに行えなかった。

【第７期飯能市障害福祉計画】

成果目標	１ 福祉施設入所者の地域生活への移行
区　　分	地域生活移行者数
令和８年度目標	９人以上
市の考え方	地域生活移行者数は、令和元年度末時点の施設入所者数の６％以上とする。 福祉施設入所者の削減数は、設定しないこととする。 飯能市障害者支援協議会にて、居住の場の確保等の課題について協議をする。また、相談支援事業所は、施設と連携し、地域生活の体験入所者の意思決定支援等の個別支援を進めることにする。

令和７年度実施計画（取組内容）	令和７年度取組実績	令和８年度実施計画案	令和７年度年間評価
［市の役割］ ・令和７年度からグループホーム・障害者支援施設において義務化される地域連携推進会議の運営等に参画できるよう働きかけを行う。指定一般相談支援事業所との連携など地域移行に向けた取組を推進できるよう働きかけを行う。 ・施設入所支援事業所と肢体不自由者や重症心身障害者を受け入れ可能なグループホームとの連携について検討する。 ［障害者支援協議会の役割］ ＜全体会・相談支援部会＞ ・地域移行に関する取組について協議する。 ・指定一般相談支援（地域移行支援・定着支援）、自立生活援助、共同生活援助など法定サービスを活用し、また地域生活支援拠点（面的整備）での体験について事例に取り組む。 ［福祉施設・相談支援事業所の役割］ ＜施設入所支援＞ ・入所者に地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認する。 ＜相談支援事業所＞ ・指定一般相談支援の実施を検討する。 ・地域移行に向けて対象者選定を行う。地域生活支援拠点（体験の機能）や外出支援等によりグループホーム宿泊体験等を実施する。	【地域移行者数　０人】 【新規施設入所者　２人】 【自然減少者数　６人（死亡・介護老人福祉施設への入所による）】 ［市の取組実績］ ・施設入所者への認定調査の際に、入所者本人の意向確認を実施、施設入所支援事業者への働きかけを行い、介護老人福祉施設への移行も増加した。 ・市内グループホームが実施する地域連携推進会議に参画した。 ・親なき後の生活の場が入所施設だけでなく、日中サービス支援型グループホーム等の居住の場が選択されるようになってきた。 ［協議会の実績］ ・地域の支援体制に関する協議を実施した。 ＜全体会・相談支援部会＞ ・日中サービス支援型グループホームの事業報告を行い、地域の求める社会資源として意見交換を行った。 ［施設、相談支援事業所の実績］ ・サービス管理責任者と相談支援専門員等との検討では、対象選定に至らなかった。	**［市の役割］** ・グループホーム・障害者支援施設において地域連携推進会議の運営等に参画する。 ・指定一般相談支援事業所との連携など地域移行に向けた取組を推進できるよう働きかけを行う。 ・重症心身障害者の受け入れ可能な療養介護施設及びグループホームとの連携について検討する。 **［障害者支援協議会の役割］** ＜全体会・相談支援部会＞ ・地域移行に関する取組について協議する。 **［福祉施設・相談支援事業所の役割］** ＜施設入所支援＞ ・入所者に地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認する。	C

【第７期飯能市障害福祉計画】

成果目標	２ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
区　　分	①精神保健相談と生活支援の連携強化　②他機関多職種による訪問支援の実施　③ピアサポーターによる相談活動の充実
令和８年度目標	①連携強化　②実施　③実施
市の考え方	都道府県が定める成果目標であるため、市では成果目標は設定しない。
	県の取組と協働し、医療、保健、福祉等の他機関多職種連携による訪問支援など重層連携を強化。
	リカバリー志向の地域包括ケアシステム構築に向け、医療等との包括的な相談支援、教育等の多領域との連携による支援体制の構築

令和７年度実施計画（取組内容）	令和７年度取組実績	令和８年度実施計画案	令和７年度年間評価
［市の役割］ ・リカバリー志向による精神保健福祉事業を実施する。 ・県（保健所）が実施する精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の取り組みと協働する。 ・精神科病院入院者の地域移行支援の取組を推進する。 ・医療・保健・福祉等の多機関多職種連携による訪問型生活支援事業を実施する。 ［障害者支援協議会の役割］ ＜精神保健福祉部会＞ ・当事者及び家族の参画により保健・医療・福祉関係機関、教育等関係機関との連携を強化し包括的な支援体制の構築に向けて協議を図る。 ・包括的相談支援体制構築に向けた研修会を開催する。 ［福祉施設・相談支援事業所の役割］ ＜指定一般相談支援事業所＞ ・退院可能精神障害者の地域移行に向けて、医療機関と連携し対象者選定を行う。外出支援や施設見学等を実施する。 ＜指定特定相談支援事業所＞ ・精神障害者の住まいの確保や生活支援に取組み、自らが望む生活を実現することができるよう意思決定支援、環境調整を図る。 ＜ピアサポーター＞ ・多機関多職種連携による訪問支援に参画し、山間部に居住する精神障害者への生活支援を行う。	【地域移行支援事業による退院者　１名】 ［市の取組実績］ ・精神保健福祉フォーラムを実施した。 ・保健所による措置入院患者退院支援事業について、入院開始当初から保健所とともに支援を開始し、地域移行支援を行った。 ・地域移行支援事業の対象者を選定し、支給決定を行い、精神科病院からの退院が実現した。 ・市内グループホームが実施する地域連携推進会議に参画した。 ・多機関多職種連携による訪問型生活支援事業をNPO法人に委託し、実施した。 ［協議会の実績］ ・＜精神保健福祉部会＞ ・事者及び家族の参画により保健・医療・福祉関係機関、教育等関係機関との連携を強化し包括的な支援体制の構築に向けて協議した。令和７年度実績　隔月合計６回実施。 ［ピアサポーターの実績］ ・体調不良となるメンバーもいたので、体調面を優先し、訪問支援には参画しなかった。精神保健福祉フォーラムの企画運営に携わった。	**［市の役割］** ・リカバリー志向による精神保健福祉事業を実施する。 ・県（保健所）が実施する精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の取り組みと協働する。 ・医療・保健・福祉等の多機関多職種連携による訪問型生活支援事業を実施する。 **［障害者支援協議会の役割］** ＜精神保健福祉部会＞ ・当事者及び家族の参画により保健・医療・福祉関係機関、教育等関係機関との連携を強化し包括的な支援体制の構築に向けて協議を図る。 ・住民のメンタルヘルスの啓発を推進するため、心のサポーター養成に向けて協議を行う。 **［福祉施設・相談支援事業所の役割］** ＜指定一般相談支援事業所＞ ・退院可能精神障害者の地域移行に向けて、医療機関と連携し対象者選定を行う。外出支援や施設見学等を実施する。	B

【第７期飯能市障害福祉計画】

成果目標	３ 地域生活支援の充実
区　　分	①コーディネーターの確保・配置　②運用状況の検証および検討（年１回以上）　③強度行動障害を有する人に対する支援体制の整備
令和８年度目標	①配置　②年１回　③体制整備
市の考え方	地域生活支援拠点（面的整備）を担うコーディネーターの配置 地域生活支援拠点等における緊急時の連絡体制の構築 強度行動障害のある人及びその家族への支援ニーズの把握と支援体制の整備 強度行動障害のある人について、地域の関係機関が連携した支援体制の構築

令和７年度実施計画（取組内容）	令和７年度取組実績	令和８年度実施計画案	令和７年度 年間評価
［市の役割］ ＜コーディネーター配置＞ ・令和８年度末までにコーディネーターを配置するため、相談支援従事者向けの研修を実施するとともに、相談機能を担う法人の新規参入を呼びかける。 ＜緊急時の連絡体制＞ ・平日の業務時間中は、市、すこやか福祉相談センター、相談支援事業所にて連絡体制をとり対応する。夜間・休日については、当面は障害福祉課が担う。 ［障害者支援協議会の役割］ ＜全体会＞ ・地域生活支援拠点の運用状況について検証する。 〈相談支援部会〉 ・地域生活支援拠点の５つの機能強化に向けて協議する。 ・強度行動障害のある人への支援体制の構築に向けて協議する。 ［福祉施設、相談支援事業所等の役割］ ＜強度行動障害のある人への支援＞ ・地域生活支援拠点事業の登録事業者が強度行動障害支援研修を受講し、支援体制の強化を図る。	【拠点面的整備、拠点対応事例数　２人】 ［市の取組実績］ ・コーディネーターについては、基幹相談支援センター・生活支援担当職員が担い、緊急事例のコーディネート及び福祉サービス等事業者との調整を行った。 ・面的整備により事業を実施した。新規参入事業所の拠点登録を行った。また、生活サポート事業者も協力してもらえる体制となった。 ・市委託相談事業所、地区担当保健師と市相談支援担当者により相談機能での対応を行った。 ［協議会の実績］ 〈相談支援部会〉 ・拠点対応事例を踏まえ、どのような障害があっても対応が可能となるよう強度行動障害のある人の支援を考える研修会を開催した。	**［市の役割］** ＜コーディネーター配置＞ ・コーディネーターの配置については、当面は基幹相談支援センター・生活支援担当職員がコーディネーター機能を持ちながら事業所との調整を行うこととし、コーディネーター配置に関する予算化等を検討する。 **［障害者支援協議会の役割］** ・地域生活支援拠点の運用状況について検証する。 **［福祉施設、相談支援事業所等の役割］** ＜強度行動障害のある人への支援＞ ・市が実施する強度行動障害のある人への支援をテーマにした研修会に参加する。	B

【第７期飯能市障害福祉計画】

成果目標	４ 福祉施設から一般就労への移行等
区　　分	①福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加数　②就労移行支援事業からの一般就労への移行者の増加 ③就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所の割合 ④就労継続支援Ａ型事業所からの一般就労への移行者の増加　⑤就労継続支援Ｂ型事業所からの一般就労への移行者の増加 ⑥就労定着支援事業の利用者の増加　⑦就労定着率７割以上の就労定着支援事業の割合 ⑧雇用や福祉等の関係機関が連携した協議会の設置
令和８年度目標	①３０人　②１０人　③３事業所　④１人以上　⑤１人以上　⑥４０人　⑦２事業所　⑧実施
市の考え方	令和３年度の一般就労への移行者数の実績（２１人）の1.２８倍以上とする。 就労移行支援事業からの一般就労への移行は、令和３年度一般就労への移行時実績（６人）の１.３１倍以上とする。 事業所ごとの実績の確保・向上の観点で就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所の割合を５割以上とする。 就労継続支援Ａ型事業については、令和３年度の一般就労への移行実績の概ね１．２９倍以上とする。（実績が０であるため１人以上） 就労継続支援Ｂ型事業については、令和３年度の一般就労への移行実績の概ね１．２８倍以上とする。（実績が０であるため１人以上） 就労定着支援事業の利用者数の増加は、令和３年度の実績（２７人）の１．４１倍以上とする。 市内就労定着支援事業所２事業所のうちすべての事業所において就労定着率が７割以上とする。 障害者支援協議会（就労支援部会）における協議を実施する。

令和７年度実施計画（取組内容）	令和７年度取組実績	令和８年度実施計画案	令和７年度 年間評価
［市の役割］（障害者就労支援センターを含む） ・令和８年度の成果目標の実現に向けて、協議会就労支援部会の協議を踏まえ就労支援事業の機能強化を図る。 ・就労継続支援Ｂ型事業所の一般就労移行にむけた取組を支援する。 ［障害者支援協議会の役割］ ＜就労支援部会＞ ・就労支援事業の機能強化に向けた課題に関する協議を図る。 ［福祉施設、相談支援事業所等の役割］ ・利用者のニーズ（「働きたい」）アセスメントを見直し、その人らしい多様な「働き方」を支援する。 ・障害特性に併せた就労支援、職場開拓、定着支援を実施する。	**［市の取組実績］（障害者就労支援センターを含む）** ・障害福祉サービスを利用した人の移行先としての職場開拓を県雇用サポートセンターとともに取り組んだ。 **［協議会の実績］** **（就労支援部会）** ・就労支援事業の機能強化に向けた課題に関する協議を図った。 **［福祉施設、相談支援事業所等の実績］** ・障害特性に併せた就労支援、職場開拓、定着支援を実施する。	**［市の役割］（障害者就労支援センターを含む）** ・職場開拓及び職場定着支援により、就労支援の推進を図る。 **［障害者支援協議会の役割］** **＜就労支援部会＞** ・就労選択支援に関する具体的な取り扱いや市民への周知方法を検討し、円滑に制度利用ができるよう協議を行う。 **［福祉施設、相談支援事業所等の役割］** ・障害特性に併せた就労支援、職場開拓、定着支援を実施する。	Ｂ

【第７期飯能市障害福祉計画】

成果目標	５ 相談支援体制の充実・強化等
区　　分	①総合的・専門的な相談支援の実施 ②地域の相談新体制の強化
令和８年度目標	①体制強化　②体制強化
市の考え方	令和８年度末までに基本指針別表第１の九の各項に掲げる相談的・専門的な相談体制の実施及び地域の相談支援体制の強化する。 障害者支援協議会により、相談支援体制の強化に向けて検討する。

令和７年度実施計画（取組内容）	令和７年度取組実績	令和８年度実施計画案	令和７年度 年間評価
［市の役割］ （基幹相談支援センター・すこやか福祉相談センターを含む） ・基幹相談支援センターによる総合的・専門的相談支援を実施する。 ・重層的支援体制整備との整合を図る。 ・主任相談支援専門員の確保・配置に向けて相談支援事業所への働きかけを行う。 ［障害者支援協議会の役割］（相談支援連絡会を含む） ・令和６年度の報酬改定に伴う説明会を開催し、相談支援事業所の機能強化に向けて相談支援連絡会にて協議を図る。 ・相談支援連絡会と介護保険のケアマネ協議会の協働による研修会を開催し、ケアマネジメント手法に基づく相談支援を推進する。 ・地域において、常時の相談支援体制を整備していくため、具体的な手法の協議を図る。 ［福祉施設、相談支援事業所等の役割］ ＜福祉施設＞ ・相談支援事業所を有しない福祉施設については、相談支援事業実施に向けて検討を図る。 ＜相談支援事業所＞ ・相談支援連絡会・障害者支援協議会・障害福祉審議会からなる３層構造の推進体制に参画する。 ・相談支援専門員の確保、相談支援事業所の機能強化、主任相談支援専門員の配置等に向けて各種研修を受講する。	**［市の取組実績］** 【主任相談支援専門員数　１人】 （基幹相談支援センター・すこやか福祉相談センターを含む） ・基幹相談支援センターによる総合的・専門的相談支援を実施した。 ・主任相談支援専門員が市内相談支援事業所に配置され、基幹相談支援センターによる地域の相談支援機関との研修機会等の協力を依頼した。 **［協議会の実績］** （相談支援連絡会） ・相談支援連絡会と介護保険のケアマネ協議会・保健センター・家庭児童相談室との協働による研修会を開催し、ケアマネジメント手法に基づく相談支援を推進した。 **［福祉施設、相談支援事業所等の実績］** ・新たな相談支援事業所は設置されていないが、相談支援従事者初任者研修を受講した市内の相談支援専門員が、相談支援事業所に新たに配置された。	**［市の役割］** （基幹相談支援センター・すこやか福祉相談センターを含む） ・基幹相談支援センターによる総合的・専門的相談支援を実施する。 ・主任相談支援専門員が配置される事業所数を増やしていくよう市内事業所に働きかける。 **［障害者支援協議会の役割］** （相談支援連絡会） ・グループスーパービジョンによる事例検討会や、法律の改正に伴う支給決定基準の共有、例年実施している多機関多職種連携研修会を開催する。 **［福祉施設、相談支援事業所等の役割］** ・相談支援事業所設置に向けて相談支援従事者研修の受講に関する働きかけを全事業宛てに行う。	B

【第７期飯能市障害福祉計画】

成果目標	６　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
区　　分	障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組
	障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証
令和８年度目標	①障害福祉課職員が研修を受講　②障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証
市の考え方	令和５年度末までに、基本指針別表第一の十の表第１項、第２項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。 県主催等の障害福祉サービス等に係る研修の活用した、市職員、市内の障害福祉サービス提供事業所職員の参加を促進する。 障害者自立支援審査支払システム等により審査結果等を共有する体制を構築する。

令和７年度実施計画（取組内容）	令和７年度取組実績	令和８年度実施計画案	令和７年度年間評価
［市の役割］ ＜障害福祉サービス等に係る各種研修の活用＞ ・市の職員が障害者総合支援法の具体的な内容を理解するため埼玉県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修に参加する。 ＜障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有＞ ・市の職員は、障害のある人が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているか検証を行うため、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析、活用して、事業所や関係自治体と共有する体制を構築し、審査結果等の共有を図る。 ［福祉施設・相談支援事業所の役割］ ・障害者自立支援審査支払等システム等における請求事務に関する研修会に参加し、適正な請求ができるように努める。	**［市の取組実績］** ・市障害福祉担当職員が研修を受講 ・相談支援従事者研修に2名の担当職員が出席した。 ・国・県が実施する報酬改定説明会、事業所指導監査に関する説明会等に参加した。 ・相談支援事業所に向けた指導監査の一環として集団指導を実施した。 ・障害福祉サービス等の適切な運営の確保に向けて、指定特定相談支援事業所等への運営指導（実地指導）を実施した。 ・市内の障害児通所事業所に実績報告書の提出を求め請求内容との整合性を図る点検を定期的に実施した。 ・児童の更新申請の面談の際に保護者に、障害児通所事業所の実績報告の内容の確認を実施した。 **［審査結果の共有］** ・審査結果の分析、活用には至らなかった。 ・各事業所請求事務担当者に対する助言、指導は個別で実施し共有を図っている。 **［福祉施設、相談支援事業所等の実績］** ・市の主催する集団指導に出席し、適切な事業運営を実施した。	**［市の役割］** ・市障害福祉担当職員が研修を受講する。 ・市支給決定基準の見直しを図り、相談支援事業所に周知する。 **［審査結果の共有］** ・審査支払等システムのデータを利活用し、障害福祉サービスの適正な給付管理を行う。 **［福祉施設、相談支援事業所等の役割］** ・請求事務に関する研修に参加し、適切な事務管理を行う。	B